

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社に入社し、○年○月からB所在のC店において調理業務に従事していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日午後○時頃出勤し、通常どおり調理業務を開始し、日付けが変わる頃から○時間程度休憩を取り調理場に戻った後、片付けをしていた時に気分が悪くなり座って休んでいたが、口がしびれ、左半身の力が抜け、目の前が真っ白で見えない状態になったという。請求人は、○年○月○日午前○時○分にD医療機関に救急搬送され、「橋出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病の発症は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は、前回処分を不服として労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、棄却され、更に再審査請求をしたものの、当審査会は、○年○月○日付けでこれを棄却した（平成30年労第71号事件。以下「前裁決」という。）。

- 3 本件は、請求人が本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から○年○月○日までの休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争点

請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会的事实認定
(略)
- 2 当審査会の判断
 - (1) 本件再審査請求は、前回処分に係る請求と同一の理由による後続請求と認められるところ、当審査会は、前裁決において、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断している。
 - (2) また、当審査会として改めて一件記録を精査したが、新たな事実や証拠もなく、前裁決における判断を変更すべき理由は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。